

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊船岡駐屯地
第416会計隊長 小野寺 豊

次により一般競争入札（不用物品売払）を実施するので関係事項を承知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

G p	件 名	規 格 等	数量	単位	搬出期限	搬出場所
1	バッテリー屑ほか20件	別紙第1「内訳書」のとおり			代金納付の日から5日以内 (令和6年3月29日までに 搬出)	陸上自衛隊船岡駐屯地
2	使用済タイヤほか12件	別紙第2「内訳書」のとおり				

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者との契約は行わない。
- 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、入札書又は別途誓約書により必ず誓約すること。
- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8)の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年財務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに順ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- 令和4・5・6年度全省庁統一資格において**物品の買受けで東北地域**の資格を有するものであつて、「A」、「B」、又は「C」に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

3 資格審査結果通知書の提出期限等

- 提出期限 令和6年1月16日（火） 10時00分
- 提出方法 下記担当部局にFAX又は郵送（以下「郵送等」という。）する。郵送等する際は、送付した旨を担当（小倉）まで連絡すること。なお、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

4 契約条項を示す場所
陸上自衛隊船岡駐屯地 第416会計隊契約班

5 競争入札執行の場所及び日時
(1) 日時 令和6年1月18日(木) 10時00分
(2) 場所 陸上自衛隊船岡駐屯地 入札室

6 現場確認の場所・日程及び要領
(1) 日時：随時(1業者毎対応)
(2) 場所：陸上自衛隊船岡駐屯地
(3) 要領：「資格審査結果通知書」を会計隊に送付(FAX、郵送可)のうえ、
業務隊補給科 瀬川(内線326)へ事前連絡し日時を調整のうえ現場確認すること。

7 落札の決定方法
(1) 消費税抜きのグループ毎総額決定とし、グループ毎総額が当方所定の予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。
(2) 同札の場合は、速やかに抽選を実施する。

8 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除
(3) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しないときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

9 入札の無効
(1) 第2項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
(2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判読し難いもの
(3) 現場確認をしていない者の入札
(4) 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を誓約した旨の記入のない入札又は入札書に記載できない場合で誓約書の提出がない入札
(5) 入札書に「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。と記入のない入札
(6) 代理での入札の場合で入札書に受任者の氏名の記入押印のない入札
(7) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
(8) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している場合
(9) その他、入札に関する条件に違反した者の入札

10 契約書の作成
落札決定後遅滞なく契約書を作成する。契約書には、不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付す。

11 その他
(1) 入札書には、消費税抜きの金額を記載する。
入札書の件名はそれぞれ「(第1グループ)バッテリー層ほか20件」、「(第2グループ)使用済タイヤほか12件」と記載する。
(2) 郵便入札は、令和6年1月17日(水)13時まで本官の手許に到着したものに限り。電報入札は認めない。
(郵便入札にあたっては、事前に担当(小倉)まで連絡すること。なお、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。)
(3) 再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施するものとします。
郵便入札がない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参してください。
(4) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札開始時までに「委任状」を提出すること。
(5) 現場以外及び官側担当者から指示された場所以外への立入は禁止するものとする。
(6) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

ア 入札に関する事項
陸上自衛隊船岡駐屯地 第416会計隊契約班
TEL：0224-55-2301 内線 352
FAX：0224-55-2301 内線 358
担当者：小倉

イ 現物確認に関する事項
陸上自衛隊船岡駐屯地 業務隊補給科
TEL：0224-55-2301 内線 326
担当者：瀬川